

立川市非常勤職員公務災害補償条例

上記の議案を提出する。

令和元年 11 月 29 日

提出者 立川市長 清水 庄 平

理由

地方公務員災害補償法（昭和 42 年法律第 121 号）第 69 条及び第 70 条の規定による。

立川市非常勤職員公務災害補償条例

立川市非常勤職員公務災害補償条例（昭和42年立川市条例第49号）の全部を次のように改正する。

目次

- 第1章 総則（第1条～第8条）
- 第2章 補償及び福祉事業（第9条～第34条）
- 第3章 審査（第35条・第36条）
- 第4章 雑則（第37条～第42条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号。以下「法」という。）第69条及び第70条の規定に基づき、議会議員その他非常勤の職員に対する公務上の災害（負傷、疾病、障害又は死亡をいう。以下同じ。）又は通勤による災害に対する補償（以下「補償」という。）に関する制度等を定め、もって議会議員その他非常勤の職員及びその遺族の生活の安定と福祉の向上に寄与することを目的とする。

（職員）

第2条 この条例で「職員」とは、議会議員、委員会の非常勤の委員、非常勤の監査委員、審査会、審議会、調査会等の委員その他の構成員、非常勤の調査員及び嘱託員その他の非常勤の職員（地方公務員災害補償法施行令（昭和42年政令第274号）第1条に規定する職員を除く。）で、次の各号に掲げる者以外の者をいう。

- (1) 労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）の適用を受ける者
- (2) 立川市立学校学校医、学校歯科医及び学校薬剤師公務災害補償条例（平成14年立川市条例第11号）の適用を受ける者
- (3) 東京都市町村消防団員等公務災害補償条例（昭和63年東京市町村総合事務組合条例第19号）の適用を受ける者

(通勤)

第3条 この条例で「通勤」とは、職員が、勤務のため、次の各号に掲げる移動を合理的な経路及び方法により行うことをいい、公務の性質を有するものを除くものとする。

(1) 住居と勤務場所との間の往復

(2) 一の勤務場所から他の勤務場所への移動その他の規則で定める就業の場所から勤務場所への移動（規則で定める職員に関する法令の規定に違反して就業している場合における当該就業の場所から勤務場所への移動を除く。）

(3) 第1号に掲げる往復に先行し、又は後続する住居間の移動（規則で定める要件に該当するものに限る。）

2 職員が、前項各号に掲げる移動の経路を逸脱し、又は同項各号に掲げる移動を中断したときは、当該逸脱又は中断の間及びその後の同項各号に掲げる移動は、同項に規定する通勤としない。ただし、当該逸脱又は中断が、日常生活上必要な行為であって規則で定めるものをやむを得ない事由により行うための最小限度のものであるときは、当該逸脱又は中断の間を除き、この限りでない。

(実施機関)

第4条 次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に掲げる機関（以下「実施機関」という。）は、この条例で定める補償の実施の責めに任ずる。

(1) 議会議員 議長

(2) 執行機関たる委員会の非常勤の委員及び非常勤の監査委員 市長

(3) その他の職員 任命権者

2 実施機関は、職員について公務又は通勤により生じたと認められる災害が発生したときは、その災害が公務又は通勤により生じたものであるかどうかを認定し、公務又は通勤により生じたものであると認定したときは、速やかに補償を受けるべき者に通知しなければならない。

3 実施機関は、災害が公務又は通勤により生じたものであるかどうかの認定をしようとする場合において、その認定が困難なときは、次条に規定する立川市公務災害補償等認定委員会の意見を聴くことができる。

(認定委員会)

第5条 実施機関の諮問に応じ、災害が公務又は通勤により生じたものであるかどうかを審議するため、立川市公務災害補償等認定委員会（以下「認定委員会」という。）を置く。

- 2 認定委員会は、委員5人をもって組織する。
- 3 委員は、学識経験を有する者のうちから、必要の都度市長が任命する。
- 4 委員の任期は、諮問に係る答申の終了をもって満了する。
- 5 認定委員会に委員長を置き、委員の互選によって定める。
- 6 委員長は、認定委員会を代表し、会務を総理する。
- 7 委員長に事故があるとき又は欠けたときは、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代理する。
- 8 前各項に定めるもののほか、認定委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

（補償基礎額）

第6条 この条例で「補償基礎額」とは、日額とし、次の各号に定める者の区分に応じ、当該各号に掲げる額とする。

- (1) 議会議員 議長が市長と協議して定める額
- (2) 執行機関たる委員会の非常勤の委員及び非常勤の監査委員 市長が定める額
- (3) 報酬が日額で定められている職員 負傷若しくは死亡の原因である事故の発生の日又は診断によって疾病が確定した日においてその者について定められていた報酬の額（その報酬の額が補償基礎額として公正を欠くと認められるときは、実施機関が市長と協議して別に定める額）
- (4) 報酬が日額以外の方法によって定められている職員又は報酬のない職員 前号に掲げる者との均衡を考慮して実施機関が市長と協議して定める額

第7条 傷病補償年金、障害補償年金又は遺族補償年金（以下「年金たる補償」という。）について、前条の規定による補償基礎額が年金たる補償を受けるべき職員の当該年金たる補償を支給すべき月の属する年度の4月1日（以下この項において「基準日」という。）における年齢（遺族補償年金を支給すべき場合にあっては、当該支給をすべき事由に係る職員の死亡がなかったものとして計算した場合に得られる当該職員の基準日における年齢）に応じて市長が最低限度額として

定める額に満たないとき又は最高限度額として定める額を超えるときは、それぞれその定める額を当該年金たる補償に係る補償基礎額とする。

- 2 前項の規定による市長が定める額は、法第2条第11項の規定により総務大臣が年齢階層ごとに定める額との均衡を考慮して定めるものとする。

第8条 休業補償を支給すべき事由が生じた日が当該休業補償に係る療養の開始後1年6月を経過した日以後の日である場合において、休業補償について第6条の規定による補償基礎額が、休業補償を受けるべき職員の当該休業補償を支給すべき事由が生じた日の属する年度の4月1日における年齢に応じて市長が最低限度額として定める額に満たないとき又は最高限度額として定める額を超えるときは、それぞれその定める額を当該休業補償に係る補償基礎額とする。

- 2 前項の規定による市長が定める額は、法第2条第13項の規定により総務大臣が年齢階層ごとに定める額との均衡を考慮して定めるものとする。

第2章 補償及び福祉事業

(補償の種類)

第9条 補償の種類は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 療養補償
- (2) 休業補償
- (3) 傷病補償年金
- (4) 障害補償

ア 障害補償年金

イ 障害補償一時金

- (5) 介護補償
- (6) 遺族補償

ア 遺族補償年金

イ 遺族補償一時金

- (7) 葬祭補償

(療養補償)

第10条 職員が公務上負傷し、若しくは疾病にかかり、又は通勤により負傷し、若しくは疾病にかかったときは、療養補償として必要な療養を行い、又は必要な

療養の費用を支給する。

2 前項の規定による療養の範囲は、次の各号に掲げるものであって、療養上相当と認められるものとする。

- (1) 診察
- (2) 薬剤又は治療材料の支給
- (3) 処置、手術その他の治療
- (4) 居宅における療養上の管理及びその療養に伴う世話その他の看護
- (5) 病院又は診療所への入院及びその療養に伴う世話その他の看護
- (6) 移送

3 公務で外国旅行中の職員に係る療養の範囲は、前項に規定するもののほか、自宅以外の場所における療養に必要な宿泊及び食事の支給で療養上相当と認められるものとする。

(休業補償)

第11条 職員が公務上負傷し、若しくは疾病にかかり、又は通勤により負傷し、若しくは疾病にかかり、療養のため勤務その他の業務に従事することができない場合において、給与その他の収入を得ることができないときは、休業補償として、その収入を得ることができない期間につき、補償基礎額の100分の60に相当する金額を支給する。ただし、次の各号に掲げる場合（規則で定める場合に限る。）は、その拘禁され、又は収容されている期間については、休業補償は、行わない。

- (1) 刑事施設、労役場その他これらに準ずる施設に拘禁されている場合
- (2) 少年院その他これに準ずる施設に収容されている場合

(傷病補償年金)

第12条 職員が公務上負傷し、若しくは疾病にかかり、又は通勤により負傷し、若しくは疾病にかかり、当該負傷又は疾病に係る療養の開始後1年6月を経過した日において次の各号に該当するとき又は同日後次の各号に該当することとなったときは、傷病補償年金として、その状態が継続している期間、別表第1に定める傷病等級に応じ、1年につき補償基礎額に同表に定める倍数を乗じて得た金額を毎年支給する。

- (1) 当該負傷又は疾病が治っていないこと。

(2) 当該負傷又は疾病による障害の程度が、別表第1に定める第1級、第2級又は第3級の傷病等級に該当すること。

2 傷病補償年金を受ける者には、休業補償を行わない。

3 傷病補償年金を受ける者のその障害の程度に変更があったため、新たに別表第1に定める他の傷病等級に該当することとなったときは、新たに該当することになった傷病等級に応ずる傷病補償年金を支給するものとし、その後は、従前の傷病補償年金を支給しない。

(障害補償)

第13条 職員が公務上負傷し、若しくは疾病にかかり、又は通勤により負傷し、若しくは疾病にかかり、治った場合において、別表第2に定める第1級から第7級までの障害等級に該当する障害があるときは、障害補償年金として、当該障害が存する期間、同表に定める障害等級に応じ、1年につき補償基礎額に同表に定める倍数を乗じて得た金額を毎年支給し、同表に定める第8級から第14級までの障害等級に該当する障害があるときは、障害補償一時金として、同表に定める障害等級に応じ、補償基礎額に同表に定める倍数を乗じて得た金額を支給する。

2 別表第2に定める障害等級に該当する程度の障害が2以上あるときの障害等級は、重い障害に応ずる障害等級による。

3 次の各号に掲げる場合における障害等級は、次の各号のうち職員に最も有利なものによる。

(1) 第13級以上に該当する障害が2以上あるときは、前項の規定による障害等級の1級上位の障害等級

(2) 第8級以上に該当する障害が2以上あるときは、前項の規定による障害等級の2級上位の障害等級

(3) 第5級以上に該当する障害が2以上あるときは、前項の規定による障害等級の3級上位の障害等級

4 前項第1号の定めによる障害等級による障害補償の金額は、それぞれの障害に応ずる障害等級による障害補償の金額を合算した金額を超えないものとする。ただし、同号の定めによる障害等級が第7級以上になるときは、この限りでない。

5 障害のある者が、公務上の負傷若しくは疾病又は通勤による負傷若しくは疾病

によって同一部位について障害の程度を加重したときは、規則で定めるところにより、その障害補償の金額から、従前の障害に応ずる障害補償の金額を差し引いた金額の障害補償を行う。

- 6 障害補償年金を受ける者の当該障害の程度に変更があったため、新たに別表第2に定める他の障害等級に該当することとなったときは、新たに該当することになった障害等級に応ずる障害補償を行うものとし、その後は、従前の障害補償は行わない。

（休業補償等の制限）

第14条 実施機関は、故意の犯罪行為又は重大な過失により、公務上の負傷若しくは疾病若しくは通勤による負傷若しくは疾病又はこれらの原因となった事故を生じさせた職員に対しては、その療養を開始した日から3年以内の期間に限り、その者に支給すべき休業補償、傷病補償年金又は障害補償の金額からその金額の100分の30に相当する金額を減ずることができる。

- 2 実施機関は、正当な理由がなくて療養に関する指示に従わないことにより公務上の負傷、疾病若しくは障害若しくは通勤による負傷、疾病若しくは障害の程度を増進させ、又はその回復を妨げた職員に対しては、その負傷、疾病若しくは障害若しくは通勤による負傷、疾病若しくは障害の程度を増進させ、又はその回復を妨げたとき1回につき、休業補償を受ける者にあつては10日間（10日未満で補償事由が消滅するものについては、その補償事由が消滅する日までの間）についての休業補償を、傷病補償年金を受ける者にあつては傷病補償年金の365分の10に相当する額の支給を行わないことができる。

（介護補償）

第15条 傷病補償年金又は障害補償年金を受ける権利を有する者が、当該傷病補償年金又は障害補償年金を支給すべき事由となった障害であつて、規則で定める程度のものにより、常時又は随時介護を要する状態にあり、かつ、常時又は随時介護を受けているときは、介護補償として、当該介護を受けている期間、常時又は随時介護を受ける場合に通常要する費用を考慮して市長が定める金額を支給する。ただし、次の各号に掲げる場合は、その入院し、又は入所している期間については、介護補償は、行わない。

- (1) 病院又は診療所に入院している場合
- (2) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条第11項に規定する障害者支援施設（次号において「障害者支援施設」という。）に入所している場合（同条第7項に規定する生活介護（次号において「生活介護」という。）を受けている場合に限る。）
- (3) 障害者支援施設（生活介護を行うものに限る。）に準ずる施設として市長が定めるものに入所している場合
(遺族補償)

第16条 職員が公務上死亡し、又は通勤により死亡したときは、遺族補償として、その遺族に対して、遺族補償年金又は遺族補償一時金を支給する。

(遺族補償年金)

第17条 遺族補償年金を受けることができる遺族は、職員の配偶者（婚姻の届出をしていないが、職員の死亡の当時事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。以下同じ。）、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹であって、職員の死亡の当時その収入によって生計を維持していたものとする。ただし、妻（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。次条において同じ。）以外の者にあつては、職員の死亡の当時次の各号に掲げる要件に該当した場合に限るものとする。

- (1) 夫（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。以下同じ。）、父母又は祖父母については、60歳以上であること。
- (2) 子又は孫については、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にあること。
- (3) 兄弟姉妹については、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にあること又は60歳以上であること。
- (4) 前3号に掲げる要件に該当しない夫、子、父母、孫、祖父母又は兄弟姉妹については、別表第2に定める第7級以上の障害等級の障害に該当する障害の状態又は軽易な労務以外の労務には服することができない程度の心身の故障による障害の状態にあること。

2 職員の死亡の当時胎児であつた子が出生したときに係る前項の規定の適用につ

いては、将来に向かって、その子は、職員の死亡の当時その収入によって生計を維持していた子とみなす。

- 3 遺族補償年金を受けるべき遺族の順位は、配偶者、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹の順序とし、父母については、養父母を先にし、実父母を後にする。

第18条 遺族補償年金の額は、次の各号に掲げる人数（遺族補償年金を受ける権利を有する遺族及びその者と生計を同じくしている遺族補償年金を受けることができる遺族の人数をいう。）の区分に応じ、1年につき当該各号に定める額とする。

- (1) 1人 補償基礎額に153を乗じて得た額（55歳以上の妻又は前条第1項第4号に定める障害の状態にある妻であるときは、補償基礎額に175を乗じて得た額）
- (2) 2人 補償基礎額に201を乗じて得た額
- (3) 3人 補償基礎額に223を乗じて得た額
- (4) 4人以上 補償基礎額に245を乗じて得た額

2 遺族補償年金を受ける権利を有する者が2人以上あるときに係る遺族補償年金の額は、前項の規定にかかわらず、同項に規定する額をその人数で除して得た額とする。

3 遺族補償年金の額の算定の基礎となる遺族の数に増減を生じたときは、その増減を生じた月の翌月から遺族補償年金の額を改定する。

4 遺族補償年金を受ける権利を有する妻にその者と生計を同じくしている他の遺族で遺族補償年金を受けることができる者がいない場合において、その妻が次の各号のいずれかに該当することになったときは、その該当することになった月の翌月から遺族補償年金の額を改定する。

- (1) 55歳に達したとき。ただし、前条第1項第4号に定める障害の状態にあるときを除く。
- (2) 前条第1項第4号に定める障害の状態になり、又はその事情がなくなったとき。ただし、55歳以上であるときを除く。

第19条 遺族補償年金を受ける権利は、その権利を有する遺族が次の各号のいずれかに該当することになったとき、消滅する。この場合において、同順位者がな

くて後順位者があるときは、次順位者に遺族補償年金を支給する。

- (1) 死亡したとき。
- (2) 婚姻（届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあるときを含む。）をしたとき。
- (3) 直系血族又は直系姻族以外の者の養子（届出をしていないが、事実上養子縁組関係と同様の事情にある者を含む。）となったとき。
- (4) 離縁によって、死亡した職員との親族関係が終了したとき。
- (5) 子、孫又は兄弟姉妹については、18歳に達した日以後の最初の3月31日が終了したとき（職員の死亡の時から引き続き第17条第1項第4号に定める障害の状態にあるときを除く。）。
- (6) 第17条第1項第4号に定める障害の状態にある夫、子、父母、孫、祖父母又は兄弟姉妹にあつては、その事情がなくなったとき（夫、父母又は祖父母については、職員の死亡の当時60歳以上であつたとき、子又は孫については18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にあるとき、兄弟姉妹については、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にあるとき又は職員の死亡の当時60歳以上であつたときを除く。）。

- 2 遺族補償年金を受けることができる遺族が前項各号のいずれかに該当することになったときは、その者は、遺族補償年金を受けることができる遺族でなくなる。

第20条 遺族補償年金を受ける権利を有する者の所在が1年以上明らかでないときは、当該遺族補償年金は、同順位者があるときは同順位者の、同順位者がいないときは次順位者の申請によって、その所在が明らかでない間、その支給を停止する。この場合において、同順位者がいないときは、その間次順位者を先順位者とする。

- 2 前項の規定により遺族補償年金の支給を停止された遺族は、いつでも、その支給の停止の解除を申請することができる。

- 3 第18条第3項の規定は、第1項の規定により遺族補償年金の支給が停止され、又は前項の規定によりその停止が解除された場合に、これを準用する。この場合において、同条第3項中「その増減を生じた月」とあるのは「その支給が停止され、又はその停止が解除された月」と読み替えるものとする。

(遺族補償一時金)

第21条 遺族補償一時金は、次の各号に掲げる場合に支給する。

- (1) 職員の死亡の当時遺族補償年金を受けることができる遺族がないとき。
- (2) 遺族補償年金を受ける権利を有する者の権利が消滅した場合において、他に当該遺族補償年金を受けることができる遺族がなく、かつ、当該職員の死亡に関し既に支給された遺族補償年金の額の合計額が前号の定めにより支給される遺族補償一時金の額に満たないとき。

第22条 遺族補償一時金を受けることができる遺族は、職員の死亡の当時において次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 配偶者
- (2) 職員の収入によって生計を維持していた子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹
- (3) 前2号に掲げる者以外の者で、主として職員の収入によって生計を維持していたもの
- (4) 第2号に該当しない子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹

2 遺族補償一時金を受けるべき遺族の順位は、前項各号の順序とし、同項第2号及び第4号に掲げる者のうちにあつては、当該各号に掲げる順序とし、父母については、養父母を先にし、実父母を後にする。

3 職員が遺言又はその者の属する実施機関に対する予告で、第1項第3号及び第4号に掲げる者のうち、特に指定した者があるときには、その者に、同項第3号及び第4号に掲げる他の者に優先して遺族補償一時金を支給する。

第23条 遺族補償一時金の額は、第21条第1号に掲げる場合にあっては、補償基礎額に400を乗じて得た額、同条第2号に掲げる場合にあっては、補償基礎額に400を乗じて得た額から既に支給された遺族補償年金の額の合計額を控除した額とする。

2 第18条第2項の規定は、遺族補償一時金の額について、これを準用する。

(遺族からの排除)

第24条 職員を故意に死亡させた者は、遺族補償を受けることができる遺族としない。

2 職員の死亡前に、当該職員の死亡によって遺族補償年金を受けることができる

先順位又は同順位の遺族となるべき者を故意に死亡させた者は、遺族補償年金を受けることができる遺族としない。

3 職員の死亡前又は遺族補償年金を受けることができる遺族の当該遺族補償年金を受ける権利の消滅前に、当該職員の死亡又は当該権利の消滅によって遺族補償一時金を受けることができる先順位又は同順位の遺族となるべき者を故意に死亡させた者は、遺族補償一時金を受けることができる遺族としない。

4 遺族補償年金を受けることができる遺族を故意に死亡させた者は、遺族補償一時金を受けることができる遺族としない。職員の死亡前に当該職員の死亡によって遺族補償年金を受けることができる遺族となるべき者を故意に死亡させた者も、また同様とする。

5 遺族補償年金を受けることができる遺族が、遺族補償年金を受けることができる先順位又は同順位の他の遺族を故意に死亡させたときは、その者は、遺族補償年金を受けることができる遺族でなくなる。この場合において、その者が遺族補償年金を受ける権利を有する者であるときは、その権利は消滅する。

6 第19条第1項後段の規定は、前項後段の場合に、これを準用する。

(年金たる補償の支給期間等)

第25条 年金たる補償の支給は、支給すべき事由が生じた月の翌月から始まり支給を受ける権利が消滅した月で終わるものとする。

2 年金たる補償は、その支給を停止すべき事由が生じたときは、その事由が生じた月の翌月からその事由が消滅した月までの間は、支給しない。

3 年金たる補償は、毎年2月、4月、6月、8月、10月及び12月の6期にそれぞれその前月分までを支払う。ただし、支給を受ける権利が消滅したときにおけるその期の年金たる補償は、支払期月でない月であっても、支払うものとする。

(支払の調整)

第26条 年金たる補償の支給を停止すべき事由が生じたにもかかわらず、その停止すべき期間の分として年金たる補償が支払われたときは、その支払われた年金たる補償は、その後に支払うべき年金たる補償の内払とみなすことができる。年金たる補償を減額して改定すべき事由が生じたにもかかわらず、その事由が生じた月の翌月以後の分として減額しない額の年金たる補償が支払われた場合におけ

る当該年金たる補償の当該減額すべきであった部分についても、また同様とする。

2 同一の公務上の負傷若しくは疾病又は通勤による負傷若しくは疾病（以下「同一の傷病」という。）について、傷病補償年金を受ける権利を有する者が休業補償又は障害補償を受ける権利を有することとなり、かつ、当該傷病補償年金を受ける権利が消滅した場合において、当該消滅した月の翌月以後の分として傷病補償年金が支払われたときは、当該支払われた傷病補償年金は、当該休業補償又は障害補償の内払とみなす。

3 同一の傷病について、休業補償を受けている者が傷病補償年金又は障害補償を受ける権利を有することとなり、かつ、当該休業補償を行わないこととなった場合において、その後も休業補償が支払われたときは、その支払われた休業補償は、当該傷病補償年金又は障害補償の内払とみなす。

第27条 年金たる補償を受ける権利を有する者が死亡したためその支給を受ける権利が消滅したにもかかわらず、その死亡の日の属する月の翌月以後の分として当該年金たる補償の過誤払が行われた場合において、当該過誤払による返還金に係る債権（以下この条において「返還金債権」という。）に係る債務の弁済をすべき者に支払うべき補償があるときは、実施機関は、規則で定めるところにより、当該補償の支払金の金額を当該過誤払による返還金債権の金額に充当することができる。

（年金たる補償の額の端数処理）

第28条 年金たる補償の額に50円未満の端数があるときは、これを切り捨て、50円以上100円未満の端数があるときは、これを100円に切り上げるものとする。

（葬祭補償）

第29条 職員が公務上死亡し、又は通勤により死亡したときは、葬祭を行う者に対して、葬祭補償として、通常葬祭に要する費用を考慮して規則で定める金額を支給する。

（死亡の推定）

第30条 船舶が沈没し、転覆し、滅失し、若しくは行方不明となった際現にその船舶に乗っていた職員若しくは船舶に乗っていてその船舶の航行中に行方不明となった職員の生死が3月わからないとき又はこれらの職員の死亡が3月以内に明

らかとなり、かつ、その死亡の時期がわからないときは、遺族補償及び葬祭補償の支給に関する規定の適用については、その船舶が沈没し、転覆し、滅失し、若しくは行方不明となった日又は職員が行方不明となった日に、当該職員は、死亡したものと推定する。航空機が墜落し、滅失し、若しくは行方不明となった際現にその航空機に乗っていた職員若しくは航空機に乗っていてその航空機の航行中に行方不明となった職員の生死が3月わからないとき又はこれらの職員の死亡が3月以内に明らかとなり、かつ、その死亡の時期がわからないときも、また同様とする。

(未支給の補償)

第31条 補償を受ける権利を有する者が死亡した場合においてその死亡した者に支給すべき補償で、まだその者に支給しなかったものがあるときは、その者の配偶者、子、父母、孫、祖父母又は兄弟姉妹であつて、その者の死亡の当時その者と生計を同じくしていたもの（遺族補償年金については、当該遺族補償年金を受けることができる他の遺族）に、これを支給する。

2 前項の規定による補償を受けるべき者の順位は、同項の規定による順序（遺族補償年金については、第17条第3項に規定する順序）とする。

3 第1項の規定による補償を受けるべき同順位者が2人以上あるときは、その全額をその1人に支給することができるものとし、この場合において、その1人にした支給は、全員に対してしたものとみなす。

(補償の手続)

第32条 実施機関は、この章の規定による補償（傷病補償年金を除く。以下この項において同じ。）を受けようとする者から補償の請求を受けたときは、その補償の請求の原因である災害が公務又は通勤により生じたものであるかどうかを速やかに認定し、その結果を当該請求をした者に通知しなければならない。

2 実施機関は、傷病補償年金を支給する旨の決定をしたときは、その旨を傷病補償年金を受けるべき者に通知しなければならない。

(この条例に定めがない事項)

第33条 この章に規定するもののほか、補償に関し必要な事項は、法第3章（第24条、第25条、第39条の2、第45条及び第46条を除く。）の規定の例による。

(福祉事業)

第34条 実施機関は、公務上の災害又は通勤による災害を受けた職員（以下この条において「被災職員」という。）及びその遺族の福祉に関し必要な次の各号に掲げる事業を行うように努めなければならない。

- (1) 外科後処置に関する事業、補装具に関する事業、リハビリテーションに関する事業その他の被災職員の円滑な社会復帰を促進するために必要な事業
- (2) 被災職員の療養生活の援護、被災職員が受ける介護の援護、その遺族の就学の援護その他の被災職員及びその遺族の援護を図るために必要な資金の支給その他の事業

2 実施機関は、職員の福祉の増進を図るため、公務上の災害を防止するために必要な事業を行うように努めなければならない。

第3章 審査

(審査)

第35条 実施機関の行う公務上の災害又は通勤による災害の認定、療養の方法、補償金額の決定その他補償の実施について不服がある者は、次条に規定する立川市公務災害補償審査会（以下「審査会」という。）に対し、審査を申し立てることができる。

2 審査会は、前項の規定による審査の申立てがあったときは、速やかにこれを審査して裁定を行い、不服を申し立てた者及びその者に係る実施機関に通知しなければならない。

(審査会)

第36条 前条第1項に規定する不服について裁定を行うため、審査会を置く。

2 審査会は、委員3人をもって組織する。

3 委員は、学識経験を有する者のうちから、必要の都度市長が任命する。

4 委員の任期は、諮問に係る答申の終了をもって満了する。

5 審査会に会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

6 会長は、審査会を代表し、会務を総理する。

7 会長に事故があるとき又は欠けたときは、あらかじめ会長が指名する委員がその職務を代理する。

- 8 前各項に定めるもののほか、審査会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

第4章 雑則

(報告、出頭等)

第37条 実施機関又は審査会は、補償の実施又は審査のため必要があると認めるときは、補償を受け、若しくは受けようとする者又はその他の関係人に対して報告をさせ、文書その他の物件を提出させ、出頭を命じ、又は医師の診断若しくは検案を受けさせることができる。

- 2 前項の規定により出頭した者は、規則で定めるところにより、旅費を受けることができる。

(一時差止め)

第38条 補償を受ける権利を有する者が、正当な理由がなく前条第1項の規定による報告をせず、文書その他の物件を提出せず、出頭をせず、又は医師の診断を拒んだときは、実施機関は、補償の支払を一時差し止めることができる。

(期間の計算)

第39条 民法（明治29年法律第89号）第138条から第143条までに規定する期間の計算に関する規定は、この条例又はこの条例に基づく規則に規定する期間の計算について、これを準用する。

(通勤による災害に係る費用の一部負担金)

第40条 通勤による負傷又は疾病に係る療養補償を受ける職員（規則で定める職員を除く。）は、一部負担金として、200円を超えない範囲内で規則で定める金額を納付しなければならない。

- 2 この条例により前項に規定する職員に支給すべき補償がある場合又は当該補償がない場合において当該職員に支給すべき給与があるときは、実施機関又は職員の給与支給機関は、それぞれその支給すべき補償の額又は給与から同項に規定する金額に相当する金額を控除して、これを当該職員に代わって納付することができる。

(規則への委任)

第41条 この条例の実施に関し必要な事項は、規則で定める。

(罰則)

第42条 第37条第1項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、文書その他の物件を提出せず、出頭せず、又は医師の診断を拒んだ者は、200,000円以下の罰金に処する。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(脳死した者の身体に対する療養補償)

第2条 この条例の規定に基づく療養（療養に要する費用の支給に係る当該療養を含む。以下同じ。）の給付に継続して、臓器の移植に関する法律（平成9年法律第104号）第6条第2項に規定する脳死した者の身体への処置がされたときは、当分の間、当該処置は、この条例の規定に基づく療養の給付としてされたものとみなす。

(障害補償年金差額一時金)

第3条 当分の間、障害補償年金を受ける権利を有する者が死亡した場合において、その者に支給された当該障害補償年金及び当該障害補償年金に係る障害補償年金前払一時金の額の合計額が、次の表の左欄に掲げる当該障害補償年金に係る障害等級に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる額に満たないときは、実施機関は、その者の遺族に対し、補償として、その差額に相当する額の障害補償年金差額一時金を支給する。

障害等級	額
第1級	補償基礎額に1,340を乗じて得た額
第2級	補償基礎額に1,190を乗じて得た額
第3級	補償基礎額に1,050を乗じて得た額
第4級	補償基礎額に920を乗じて得た額
第5級	補償基礎額に790を乗じて得た額
第6級	補償基礎額に670を乗じて得た額
第7級	補償基礎額に560を乗じて得た額

2 障害補償年金差額一時金を受けることができる遺族は、次の各号に掲げる者と

する。この場合において、障害補償年金差額一時金を受けるべき遺族の順位は、次の各号に掲げる順序とし、当該各号に掲げる者のうちにあつては、それぞれ当該各号に定める順序とし、父母については、養父母を先にし、実父母を後にする。

- (1) 障害補償年金を受ける権利を有する者の死亡の当時その者と生計を同じくしていた配偶者、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹
- (2) 前号に該当しない配偶者、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹

3 前2項に規定するもののほか、障害補償年金差額一時金に関し必要な事項については、法附則第5条の2の規定の例による。

(障害補償年金前払一時金)

第4条 当分の間、障害補償年金を受ける権利を有する者が規則で定めるところにより申し出たときは、実施機関は、補償として、障害補償年金前払一時金を支給する。

2 障害補償年金前払一時金の額は、前条第1項の表の左欄に掲げる当該障害補償年金前払一時金に係る障害補償年金に係る障害等級に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる額を限度として規則で定める額とする。

3 障害補償年金前払一時金が支給されるときは、当該障害補償年金前払一時金に係る障害補償年金は、各月に支給されるべき額の合計額が規則で定める算定方法に従い当該障害補償年金前払一時金の額に達するまでの間、その支給を停止する。

4 前3項に規定するもののほか、障害補償年金前払一時金に関し必要な事項については、法附則第5条の3の規定の例による。

(遺族補償年金前払一時金)

第5条 当分の間、遺族補償年金を受ける権利を有する遺族が規則で定めるところにより申し出たときは、実施機関は、補償として、遺族補償年金前払一時金を支給する。

2 遺族補償年金前払一時金の額は、補償基礎額に1,000を乗じて得た額を限度として規則で定める額とする。

3 遺族補償年金前払一時金が支給されるときは、当該遺族補償年金前払一時金の支給の原因たる職員の死亡に係る遺族補償年金は、各月に支給されるべき額の合計額が規則で定める算定方法に従い当該遺族補償年金前払一時金の額に達するま

での間、その支給を停止する。

4 遺族補償年金前払一時金が支給される場合における第21条又は次条の規定の適用については、第21条又は次条中「遺族補償年金の額」とあるのは「遺族補償年金及び遺族補償年金前払一時金の額」とする。

5 前各項に定めるもののほか、遺族補償年金前払一時金に関し必要な事項については、法附則第6条の規定の例による。

(遺族補償一時金の額の特例)

第6条 遺族補償一時金の額は、当分の間、第23条の規定にかかわらず補償基礎額に400を乗じて得た額に次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める率を乗じて得た金額（第21条第1項第2号の場合にあっては、その額から既に支給された遺族補償年金の額の合計額を控除した額）とする。

(1) 第22条第1項第3号に該当する者（次号に掲げる者を除く。） 100分の100

(2) 第22条第1項第3号に該当する者のうち、職員の死亡の当時18歳未満若しくは55歳以上の3親等内の親族又は第17条第1項第4号に定める障害の状態にある3親等内の親族 100分の175

(3) 第22条第1項第1号、第2号又は第4号に掲げる者 100分の250

(遺族補償年金の受給資格年齢の特例等)

第7条 次の表の左欄に掲げる期間に死亡した職員の遺族に対する第17条及び第19条の規定の適用については、同表の左欄に掲げる期間の区分に応じ、第17条第1項第1号及び第3号並びに第19条第1項第6号中「60歳」とあるのは、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

昭和60年10月1日から昭和61年9月30日まで	55歳
昭和61年10月1日から昭和62年9月30日まで	56歳
昭和62年10月1日から昭和63年9月30日まで	57歳
昭和63年10月1日から平成元年9月30日まで	58歳
平成元年10月1日から平成2年9月30日まで	59歳

2 次の表の左欄に掲げる期間に公務上死亡し、又は通勤により死亡した職員の夫、父母、祖父母及び兄弟姉妹であって、当該職員の死亡の当時、その収入によって生計を維持し、かつ、同表の中欄に掲げる年齢であったもの（第17条第1項第

4号に定める者であつて第19条第1項第6号に該当するに至らないものを除く。)は、第17条第1項(前項において読み替えられる場合を含む。)の規定にかかわらず、遺族補償年金を受けることができる遺族とする。この場合において、第18条第1項中「遺族補償年金を受けることができる遺族」とあるのは「遺族補償年金を受けることができる遺族(附則第7条第2項の規定に基づき遺族補償年金を受けることができることとされた遺族であつて、当該遺族補償年金に係る職員の死亡の時期に応じ、同項の表の右欄に掲げる年齢に達しないものを除く。)」と、第19条第2項中「各号のいずれか」とあるのは「第1号から第4号までのいずれか」とする。

昭和61年10月1日から昭和62年9月30日まで	55歳	56歳
昭和62年10月1日から昭和63年9月30日まで	55歳以上57歳未満	57歳
昭和63年10月1日から平成元年9月30日まで	55歳以上58歳未満	58歳
平成元年10月1日から平成2年9月30日まで	55歳以上59歳未満	59歳
平成2年10月1日から当分の間	55歳以上60歳未満	60歳

3 前項に規定する遺族の遺族補償年金を受けるべき順位は、第17条第1項(第1項において読み替えられる場合を含む。)に規定する遺族の次の順位とし、前項に規定する遺族のうちにあつては、夫、父母、祖父母及び兄弟姉妹の順序とし、父母については、養父母を先にし、実父母を後にする。

4 第2項に規定する遺族に支給すべき遺族補償年金は、その者が同項の表の右欄に掲げる年齢に達する月までの間は、その支給を停止する。ただし、附則第5条の規定の適用を妨げるものではない。

(他の法令による給付との調整)

第8条 年金たる補償の額は、当該補償の事由となつた障害又は死亡について次の表の左欄に掲げる年金たる補償の種類に応じ、同表の中欄に掲げる法律による年金たる給付が支給されるときは、当分の間、この条例の規定にかかわらず、この

条例の規定（第 28 条を除く。）による年金たる補償の年額に、同表の左欄に掲げる当該年金たる補償の種類に応じ、同表の中欄に掲げる当該法律による年金たる給付ごとに同表の右欄に掲げる率を乗じて得た額（その額が当該年金たる補償の年額から当該補償の事由となった障害又は死亡について支給される同表の中欄に掲げる当該法律による年金たる給付の額の合計額を控除した残額を下回るときは、当該残額）とし、これらの額に 50 円未満の端数があるときは、これを切り捨て、50 円以上 100 円未満の端数があるときは、これを 100 円に切り上げるものとする。

傷病補償年金	厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）による障害厚生年金又は被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成24年法律第63号。以下「平成24年一元化法」という。）附則第41条第1項の規定による障害共済年金若しくは平成24年一元化法附則第65条第1項の規定による障害共済年金（以下「障害厚生年金等」という。）及び国民年金法（昭和34年法律第141号）による障害基礎年金（同法第30条の4の規定による障害基礎年金を除く。以下「障害基礎年金」という。）	0.73
	障害厚生年金等（当該補償の事由となった障害について障害基礎年金が支給される場合を除く。）	0.88
	障害基礎年金（当該補償の事由となった障害について障害厚生年金等又は平成24年一元化法附則第37条第1項に規定する給付のうち障害共済年金（以下「平成24年一元化法改正前国共済法による障害共済年金」という。）若	0.88

	しくは平成24年一元化法附則第61条第1項に規定する給付のうち障害共済年金（以下「平成24年一元化法改正前地共済法による障害共済年金」という。）が支給される場合を除く。）	
	国民年金法等の一部を改正する法律（昭和60年法律第34号。以下「国民年金等改正法」という。）附則第87条第1項に規定する年金たる保険給付のうち障害年金（以下「旧船員保険法による障害年金」という。）	0.75
	国民年金等改正法附則第78条第1項に規定する年金たる保険給付のうち障害年金（以下「旧厚生年金保険法による障害年金」という。）	0.75
	国民年金等改正法附則第32条第1項に規定する年金たる給付のうち障害年金（以下「旧国民年金法による障害年金」という。）	0.89
障害補償年金	障害厚生年金等及び障害基礎年金	0.73
	障害厚生年金等（当該補償の事由となった障害について障害基礎年金が支給される場合を除く。）	0.83
	障害基礎年金（当該補償の事由となった障害について障害厚生年金等又は平成24年一元化法改正前国共済法による障害共済年金若しくは平成24年一元化法改正前地共済法による障害共済年金が支給される場合を除く。）	0.88
	旧船員保険法による障害年金	0.74
	旧厚生年金保険法による障害年金	0.74

	旧国民年金法による障害年金	0.89
遺族補償年金	厚生年金保険法による遺族厚生年金又は平成24年一元化法附則第41条第1項の規定による遺族共済年金若しくは平成24年一元化法附則第65条第1項の規定による遺族共済年金（以下「遺族厚生年金等」という。）及び国民年金法による遺族基礎年金（国民年金等改正法附則第28条第1項の規定による遺族基礎年金を除く。以下「遺族基礎年金」という。）	0.80
	遺族厚生年金等（当該補償の事由となった死亡について遺族基礎年金が支給される場合を除く。）	0.84
	遺族基礎年金（当該補償の事由となった死亡について遺族厚生年金等又は平成24年一元化法附則第37条第1項に規定する給付のうち遺族共済年金若しくは平成24年一元化法附則第61条第1項に規定する給付のうち遺族共済年金が支給される場合を除く。）又は国民年金法による寡婦年金	0.88
	国民年金等改正法附則第87条第1項に規定する年金たる保険給付のうち遺族年金	0.80
	国民年金等改正法附則第78条第1項に規定する年金たる保険給付のうち遺族年金	0.80
	国民年金等改正法附則第32条第1項に規定する年金たる給付のうち母子年金、準母子年金、遺児年金又は寡婦年金	0.90

2 休業補償の額は、同一の事由について次の表の左欄に掲げる法律による年金たる給付が支給されるときは、当分の間、この条例の規定にかかわらず、この条例の規定による休業補償の額に、同表の左欄に掲げる法律による年金たる給付の種

類に応じ、同表の右欄に掲げる率を乗じて得た額（その額がこの条例の規定による休業補償の額から同一の事由について支給される当該年金たる給付の額の合計額を365で除して得た額を控除した残額を下回るときは、当該残額）とする。

障害厚生年金等及び障害基礎年金	0.73
障害厚生年金等（当該補償の事由となった障害について障害基礎年金が支給される場合を除く。）	0.88
障害基礎年金（当該補償の事由となった障害について障害厚生年金等又は平成24年一元化法改正前国共済法による障害共済年金若しくは平成24年一元化法改正前地共済法による障害共済年金が支給される場合を除く。）	0.88
旧船員保険法による障害年金	0.75
旧厚生年金保険法による障害年金	0.75
旧国民年金法による障害年金	0.89

別表第1（第12条関係）

種別	傷病等級	倍数
傷病補償年金	第1級	313
	第2級	277
	第3級	245

備考 この表に定める傷病等級に応ずる障害に関しては、地方公務員災害補償法施行規則（昭和42年自治省令第27号）の別表第2の例による。

別表第2（第13条関係）

種別	障害等級	倍数
障害補償年金	第1級	313
	第2級	277
	第3級	245
	第4級	213

	第 5 級	184
	第 6 級	156
	第 7 級	131
障害補償一時金	第 8 級	503
	第 9 級	391
	第 10 級	302
	第 11 級	223
	第 12 級	156
	第 13 級	101
	第 14 級	56

備考 この表に定める障害等級に該当する障害は、法第29条第2項に規定するところによる。